

所得税・町県民税の 申告は期間内に

令和3年分所得税の確定申告、令和4年度町県民税・国民健康保険税申告の受け付けが始まります。早めに申告しましょう。

☎ 税務課課税係 ☎ 0943-32-1114

申告期間

- 上・下広川校区：2月8日～16日・3月1日～7日（土日祝除く）
- 中広川校区：2月17日～28日・3月8日～15日（土日祝除く）
- 時間：9:00～16:00 / ● 会場：町民交流センター「いこっと」2階大研修室

※日曜開庁日（3月6日）は行いません。

青色申告や消費税・贈与税などの申告は八女伝統工芸館で

入場整理券が必要です！

以下の申告は広川町で受け付けできません。八女伝統工芸館でご相談、申告をお願いします。

- ・ 青色申告
- ・ 消費税・贈与税などの申告
- ・ 土地や建物、株式などの譲渡所得がある人の申告
- ・ 住宅ローンを組んで住宅を新築・増築もしくは中古住宅を購入し、新たに住宅借入金等特別控除の適用を受ける人の申告
- ・ 商品先物取引に係る所得がある人の申告

令和4年度からの変更点（一部）

押印廃止

住民税申告書への押印が不要になります。

申告手続きの簡素化

「特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得」の申告を不要とする場合、住民税申告書の提出が必要でしたが、確定申告書の提出のみで手続きが完結できるよう、住民税に関する事項の中に「特定配当等の全部の申告不要」という項目が追加されます。

住宅ローン控除の期間延長と緩和

新築なら令和2年10月～令和3年9月末、分譲住宅なら令和2年12月～令和3年11月末に契約し、令和4年末までに入居すれば、住宅ローン控除が適用されます。合計所得金額が1,000万円以下の方は面積要件が緩和され、床面積40㎡以上50㎡未満の場合も対象となります。

子育てに係る助成などの非課税措置

子育てに係る施設・サービスの使用料に対する国や地方公共団体からの助成は非課税です。

（例：ベビーシッターや認可外保育施設などの利用料に対する助成、一時預かり、病児保育などの子を預ける施設の使用料などに対する助成）

申告に必要なもの

<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	申告者本人と扶養親族、専従者給与を支払っている人のもの。または通知カード + 運転免許証・健康保険証など。 代理人の場合は、申告者のマイナンバーカード（または通知カード） + 申告者の運転免許証・健康保険証など + 代理人の運転免許証・健康保険証など + 委任状。
------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

↓ 以下はあてはまる人のみ ↓

<input type="checkbox"/> 印かん	申告書の押印は不要ですが、申告に必要な証明書などの取得に必要な場合があります。
<input type="checkbox"/> 申告書	広川町役場税務課から申告書が送られてきた人は、その通知
<input type="checkbox"/> 国税電子申告・納税システムの利用者識別番号などがわかる書類	税務署から確定申告のお知らせ（はがき）が送られてきた人は、そのはがき
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票（原本）	給与所得者や年金受給者の場合
<input type="checkbox"/> 保険会社の支払調書	個人年金などがある場合
<input type="checkbox"/> 支払機関から発行された支払証明書	生命保険などの満期返戻金を受けた場合
<input type="checkbox"/> 控除証明書	生命保険や地震保険などの保険料を支払っていた場合。寄付金控除を受ける場合
<input type="checkbox"/> 社会保険料の支払証明書（または領収書）	国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などを支払っていた場合
<input type="checkbox"/> 障害者手帳・療育手帳	申告者本人や被扶養者に障害があり、障害者控除を受ける場合
<input type="checkbox"/> 医療費に関する書類	明細書、領収書、医療費のお知らせ通知など 医療費控除を受ける場合は、事前に人別、病院別に合計額を計算してください。高額療養費や医療保険で補てんがある場合は、その補てん金額を記録しておいてください。特例を受ける場合は、一定の取り組みを行ったことがわかる書類（領収書や結果通知表など）が必要です。
<input type="checkbox"/> 収支内訳書（収入や経費など記入済みのもの）、必要経費の領収書など	農業所得や営業所得、不動産所得がある場合
<input type="checkbox"/> 申告者名義の口座（金融機関、支店名、口座番号）がわかるもの	所得税の還付申告（または振替納税）をする場合

※そのほか書類などが必要になる場合があります。

感染症対策にご協力を



※上記にご協力いただけないなど、感染症対策が適切でないと判断した場合、入場をお断りします。

申告時間の短縮にご協力を

申告会場は毎年大変混雑します。混雑を防ぐため、短時間でスムーズな申告相談にご協力をお願いします。医療費控除を受ける人は「医療費の明細書」、農業・営業・不動産所得がある人は「収支内訳書」を事前に作成してご来場ください。